

特別児童扶養手当を受給される方へ

①手当の支払日

手当は、新規認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回の支払月の前月までの分（11月は当月まで）が支払われます。

※支払日が土・日・祝祭日の場合は、その直前の休日でない日の支払となります。

支払日	支払対象月
4月11日	12月分から 3月分
8月11日	4月分から 7月分
11月11日	8月分から11月分

②手当月額（令和7年4月分から令和8年3月分まで）

障害等級	手当月額
1級	56,800円
2級	37,830円

③届出が必要なとき

○手当を受けることが出来なくなるとき

次のような場合には手当を受ける資格がなくなりますので、町村の児童福祉担当窓口にすみやかに届け出てください。届出をしなかったり、届出が遅れたなどで、資格がなくなったあとも手当の支払を受けた場合は、資格がなくなった月の翌月分からの手当をすべて返していただくこととなります。

- | | |
|-------|--|
| 児 童 が | ①福祉施設に入所したとき
②児童の障害が支給事由の公的年金を受けることができるとき
③日本国内に住所を有しなくなったとき |
| 受給者が | ①父または母が受給者である場合は、監護しなくなったとき
②養育者が受給者である場合については、対象児童を養育しなくなったり別居するようになったとき |

○その他届出が必要なとき

- ①対象児童が増えたとき
- ②対象児童が減ったとき（上記にあてはまる場合や、児童が死亡した場合など）
- ③所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど現在の支給区分が変更となるとき

④修正申告等で所得を更正したとき

⑤住所が変わったとき

→住民担当課と併せて、市町村の児童福祉担当窓口にもお越しください。

→県外への転出の場合は、現在お住まいの市町村と転出先の市町村の両方に届出が必要です。

⑥氏名・支払金融機関などが変わったとき

④所得状況届の提出

受給者の方は、毎年8月1日現在の状況について、毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出していただく必要があります。

この届の提出がない場合は、提出があるまで、8月分以降の手当の支払を一時差し止めることとなります。また、2年間この届を出さないと、手当の資格を失います。

⑤再認定請求書の提出

支給対象となった児童で、その児童の障害の認定について有期限を定められた場合（有期認定）は、有期認定期間が終了のときに、再度診断書とともに再認定請求書の提出が必要となります（診断書は、請求月またはその前月の日付のものに限ります）。

なお、診断書等の提出が遅れた場合、その期間は不支給期間となり、手当が支給されないこととなります。

※特別児童扶養手当証書について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の改正により、令和6年7月以降は証書の交付が廃止となりました。

今後、手当受給の証明が必要な場合は「特別児童扶養手当受給証明書」を交付します。交付を受けるためには、申請が必要となりますので担当までご相談ください。（町で申請書を受理後、県に送付し、県が証明書を発行するため、申請から交付まで約1ヶ月程度かかりますのでご注意ください）

詳しくは、**大江町健康福祉課 福祉係**（電話62-2285）

または、**山形県村山総合支庁 子ども家庭支援課** までお気軽にお問い合わせください。